

農村地域への産業の導入に関する
基本計画

令和5年4月

新潟県

目次

第1 基本計画の趣旨

第2 農村地域への産業の導入の目標

第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

第9 その他必要な事項

- 1 環境の保全等
- 2 農村地域の活力の維持増進への配慮
- 3 過疎地域等への配慮
- 4 農業団体等の参画
- 5 関係部局間の十分な連携等
- 6 企業への情報提供等
- 7 遊休地解消に向けた取組
- 8 撤退時のルールについて
- 9 実施計画のフォローアップ体制の確保

第1 基本計画の趣旨

1 次代に向けた新たな成長と豊かな地域を目指して

本県は、恵まれた自然環境と高い技術に裏付けられ、コシヒカリに代表される米の産出額1,503億円（全国第1位（令和2年生産農業所得統計）、農業経営体数43,502経営体（全国第2位（2020年農林業センサス））など全国有数の農業県である。米以外にも、越後姫（いちご）、えだまめ、ルレクチエ（西洋梨）、にいがた和牛などブランド力の高い農産物を産出している。

食味・品質を重視した生産を基本に、需要に応じた安定供給体制を構築するとともに、消費形態の変化に対応した多様な販路の確保と情報発信を進めることで、消費者・実需者の信頼を確保し、県産農産物のブランド力の向上を図っている。また、県産農産物の海外での需要拡大を図るため、多様な販路開拓に取り組むとともに、積極的な情報発信を進めている。

更に、経営の多角化を進め、多様な産業と連携し、成長産業としての農業ビジネスの創出に取り組んでいる。

本県には、米を始めとする豊富な農産物等を活用して、米菓、切餅・包装餅、清酒など多彩な食料品製造業が県内各地に展開している。

また、首都圏との交通利便性、対岸諸国との物流ネットワーク等の優れた立地環境、ものづくり産業の集積、大学、観光資源、天然資源等の本県の強みを生かして、医療機器・次世代自動車・航空関連産業分野、健康・ヘルスケア分野、農林水産・地域商社分野、観光関連分野、エネルギー関連分野、更には、第4次産業革命関連分野など、今後成長が期待される分野への参入も生まれつつある。

少子高齢化・人口減少等の課題、また、第4次産業革命という経済社会構造の変化の動きがある中で、農業を含めた産業において、本県の地域資源やポテンシャルを活かすとともに、また、Society 5.0*と呼ばれる先端技術と経済社会の動きを新たな産業創出の好機として活かし、魅力ある「しごと」を創出することにより、地域で稼ぎ、豊かに暮らせる社会を実現していくことが必要となっている。

※Society 5.0：AI、ビッグデータ、自動運転等の新たな技術を産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな経済社会

2 本基本計画の位置づけ

農村地域への産業の導入については、地域の農業者の安定した就業機会の確保と相まって、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等を促進し、農業と導入産業との均衡ある発展に寄与するものであり、これまで、農村地域工業等導入促進法（昭和

46 年法律第 112 号) 第 4 条第 1 項に基づき昭和 46 年に基本計画を策定し、工業等(工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。)の導入の促進を図ってきたところであるが、平成 29 年に農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 48 号。以下「改正法」という。)が制定され、産業の業種に係る法律上の限定が廃止された。

更に令和 4 年には、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 4 年法律第 44 号)の制定に伴い、基本計画に定めるとされていた農村地域に導入される産業(以下「導入産業」という。)に関する規定が廃止され、導入産業については、市町村が実施計画において業種及びその規模を定めることとされた。

本基本計画は、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、本県の農村地域への産業の導入を促進するための基本的な方針を定めるもので、市町村の定める実施計画は、この計画に即して策定されるものである。

第 2 農村地域への産業の導入の目標

1 導入業種の選定の考え方

農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

導入産業の業種については、市町村が定める実施計画において具体的に記載されることとなるが、以下の考え方に即し業種を選定するものとする。

- (1) 地域における就業効果が見込め、地域の農業者の安定した就業機会が確保される業種であって、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるものなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られる業種を選定すること

「地域の農業者の安定した就業機会が確保」されるとは、就業機会の創出に当たって、産業導入地区における安定的な就業機会及び雇用の質が確保されることをいう。したがって、例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業等は望ましくなく、就業機会が創出されとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。

また、「農業と導入産業との均衡ある発展」とは、農業側において、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により優良農地が確保され、農業従事者(その家族を含む。以下同じ。)の導入産業への安定した就業とともに担い手への農地の集積・集約化等が図られることにより、また、導入産業側において、地域の農業者の雇用により導入産業が労働力を確保し、

安定した産業活動の展開が可能となることにより、農業と導入産業がそれぞれ発展することをいう。また、例えば、ICT 関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業等の農業を支援する機能を有する産業が、地域の農業と相互に補完し合いながら、そのいずれもが発展することも、農業と導入産業との均衡ある発展の一形態であることに留意する。

なお、より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を促し、雇用構造の高度化に資することも「農業と導入産業との均衡ある発展」に含まれる。

(2) 地域の実情を踏まえるとともに、地域社会との調和が図られるよう配慮して業種を選定すること

市町村が実施計画において具体的な導入業種を選定するに当たっては、地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要である。

したがって、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。

(3) 業種を選定に当たり、公害の防止、自然環境の保全及び生活環境の保全など、環境保全に配慮すること

導入業種について、周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられる場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて判断する。判断に当たっては、導入業種が、地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要性が生じたときは、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意する。

(4) 農家レストラン、農泊等の地域資源を活用した産業については、農村全体の雇用と所得向上を図る上で特に重要であるため、その積極的な導入が促進されるよう業種を選定に当たっては配慮すること

「地域資源を活用した産業」とは、地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業をいう。例えば、ICT 関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業、農産物加工施設、地域農産物等を提供する農産物販売所、農家レストラン、農泊施設、ワイナリー等は、特に望ましい。また、木質バイオマス発電をはじめとした地域資源バイオマスを活用した産業も、これに含まれる。

(5) 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること

法においては、産業が立地するときは施設を整備することが想定されていること（法第4条第2項第4号及び第5条第2項第5号）から、例えば水田地帯に畑作を導入する場合

等は対象とならず、農業用施設における農業が導入業種の対象となることをいう。

2 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

本計画において、産業導入地区の区域の設定を通じて農業構造の改善を図ろうとする地域は、農業振興地域を対象に、旧新潟市及び旧長岡市（平成12年12月31日における区域）を除く全域とする。この地域において、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等を図る。

なお、産業導入地区の区域の設定及び見直しについては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 各種の土地利用計画との調整を行うこと

産業導入地区の区域の設定に当たって、市町村は、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画と整合を図り、県の産業導入担当部局を通じて、県の国土利用計画及び土地利用基本計画担当部局、都市計画担当部局、農業振興地域制度担当部局、農地転用担当部局等とあらかじめ十分調整を行い、合理的な土地利用を図るものとする。

なお、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

(2) 過去に造成された工業団地等の活用を優先すること

市町村においては、過去に造成された工業団地（農村工業導入実施計画地区を含む）及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。

また、市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示するよう努める。

(3) 立地ニーズや事業の見通しを踏まえること

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

(4) 環境の保全

産業導入に当たっては、環境保全に対する地域住民の意思を尊重して、公害の防止、文化財の保護及び自然環境の保全に留意するとともに、自然環境保全地域、自然公園の区域、鳥獣保護区、天然記念物等貴重な動植物の生息地及び自生地、特異な地形又は地質を有する地域等良好な自然環境を形成している地域並びにこれらに大きな影響を及ぼすおそれのある周辺地域等については、産業導入地区の設定を行わない。また、その他の自然環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域等）に産業導入地区を設定する場合には、自然環境への重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。

(5) 産業導入地区の縮小等

実施計画の変更に伴い産業導入地区の縮小又は廃止を行う場合は、優良農地の確保の観点から、当該土地がその形状等からみて農用地区域に含めることが相当と認められるときは、農用地区域に編入するものとする。

3 配慮事項

- (1) 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等施設の地域への開放を行うなど従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

- (2) 労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を十分踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、特に高齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮するほか、地域へのU I J ターン希望者の就職についても「にいがた暮らし・しごと支援センター」等を利用して積極的に対応していく。

第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

- 1 農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力の需要に対しては、地域農業の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、県及び市町村は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等に留意しながら、農業従事者の就業の意向を適切に把握する。

- 2 農業以外の産業に就業を希望する農業従事者の就業を促進するに当たっては、中高年齢者の就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進及び新規学卒者をはじめとする若年層及びU I J ターン等の移住希望者の定着化を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、雇用の安定、

適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努めるものとする。

第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

- 1 農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月改訂）及び新潟県総合計画（平成30年1月策定、令和4年4月改訂）で示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努める。
- 2 この場合において、農村地域への産業の導入により、農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。
また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることに配慮する。
- 3 農業の構造改革の喫緊性が一層高まる中、農地の集積・集約化が図られるよう、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、「地域計画（人・農地プラン）」の内容等に留意するとともに、農村地域への産業導入の促進が農業構造の改善を阻害しないことが必要である。
- 4 農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進めるものとする。

第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

- 1 産業導入地区の設定については、本基本計画第2の2「産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方」によるが、やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合は、次の調整方針に基づいて、産業導入地区の区域を設定することとする。なお、調整については、実施計画の立案部局は実施計画の事前協議段階で都市計画担当部局等関係部局と調整の上、その内容を実施計

画に反映するものとする。

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく市街化区域又は用途地域、工場立地法（昭和 34 年法律第 249 号）の調査対象区域内の団地で、農林水産省と経済産業省との間で協議を了して工場又は事業場の立地に適当であるとされているものが存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、

- 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる
- 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

(3) 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

(4) 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等の農業投資が行われている農用地は、本来優良な農用地として今後とも農業上の活用を図るべき土地である。しかしながら、導入を予定する企業の規模等からやむを得ずその対象地区内の農用地に産業導入地区を設定するとき、市町村は、県の産業導入担当部局を通じて、県の土地改良事業の担当部局との十分な調整を行うものとする。

ただし、そのような場合であっても、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

(5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記(1)から(3)までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。

なお、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」につ

いては、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる。また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地もこれに含まれる。優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、このような農用地を把握することができるよう、市町村は県の産業導入担当部局を通じて、県の土地改良事業の担当部局及び農地中間管理事業の担当部局と密接に調整を行うものとする。

加えて、農地中間管理事業の重点実施区域（地域計画の区域）内の農用地以外での開発を優先することとし、重点実施区域が市町村において広域に設定されている場合であって、重点実施区域外に適切な施設用地がないとき等の重点実施区域内の農用地への産業導入地区の区域設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、市町村は、県の産業導入担当部局を通じて、県の農地中間管理事業の担当部局等と産業導入地区の区域と重点実施区域の関係について十分調整を行うものとする。

- 2 産業導入地区の設定に当たっては、県及び市町村の都市計画部局等とあらかじめ十分調整を行うものとする。

産業導入地区の区域は、市街化調整区域には原則として設定しないものとする。ただし、産業導入地区の区域の立地上やむを得ない場合には、都市計画法第 12 条の 5 に規定する地区計画の導入について、県への協議を経て地区計画を定めること等により産業導入地区の区域を設定することができる。

また、産業導入地区は、原則としてその用途に適合する用途地域内に設定するものとし、やむを得ず用途地域の指定がない区域の農業振興地域内に同地区を設定する場合は、その後において用途地域の指定を検討していく。

なお、調整に当たっては実施計画の協議を了した段階とし、調整した内容を反映させるものとする。

第 6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤をはじめとする定住条件の整備を促進することが重要であり、次の施策の実施に努める。

この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

(平成 19 年法律第 40 号)、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成 19 年法律第 48 号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成 20 年法律第 38 号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成 22 年法律第 67 号)等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域のもつ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町村単位で整備することが困難なものについては、県、関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

1 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住及び地域間交流の促進に資するため、農村地域の住みよい生活環境づくり、地域社会づくりなど定住及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず、安定した就業機会が不足している地域に特に重点を置き実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを十分に把握して、生産基盤と生活基盤の一体的整備及び文化の振興に努める。

第 7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1 雇用情報の収集及び提供

近年、交通体系の整備に伴い、農村地域における都市化が進み、また、在宅通勤圏広域化等により労働力需給が多様化してきている。

したがって、労働力の需給調整に当たっては、導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇

用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

このことから、産業を受け入れる側の農村地域においても、農業従事者の就業意向調査の実施により潜在労働力の実態を把握する等、供給見通しを明らかにした上で、労働力の特質に見合った企業を選択し、雇用の促進を図る必要がある。

このため、地域の総合的雇用サービス機関である公共職業安定所は、農村地域における労働力の需要計画の策定検討段階から、必要に応じて参画するとともに、導入企業の労働条件、就業内容及び地域労働力に関する的確な情報の収集、提供に努めるものとする。

2 職業紹介等の充実

職業安定行政の第一線機関としての公共職業安定所においては、利用者の態様とニーズに対応した職業紹介と雇用情報の提供に努めるなど、求人・求職結合機能を強化し、地域の総合的雇用サービス機関として、農村地域における産業の導入の促進に貢献するため、県の産業導入担当部局と連携を図りながら次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等が、その希望と能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用を努める。

(2) 労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

(3) 労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるとともに、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

3 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって、新潟県工業技術総合研究所や新潟県立テクノスクール等の既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成金制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズに応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材育成に資する職業訓練や自己啓発の推進等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう適切な指導援助に努めるものとする。

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため次の施策を実施する。

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における「地域計画（人・農地プラン）」の策定を通じて地域の話し合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じて、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進にあたっては、安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携のさらなる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

この場合において、農業と産業との均衡ある発展を図る観点から、ほ場整備と併せて産業の導入に伴う施設用地等の確保を図るなど、農業生産基盤等の整備と産業の導入促進が相まって計画的に実施されるよう努めるものとする。

第9 その他必要な事項

1 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入にあたっては、環境基本法、新潟県環境基本条例等関係諸法令、新潟県環境基本計画等に基づき、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努める。また、騒音、悪臭等による生活環境保全上の支障が生じないように十分配慮する。さらに、導入後においても、必要に応じて環境の監視、環境に与える影響の調査検討の補完等を行う。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図ると

ともに、道路の交通に起因する障害（交通公害を含む。）の防止に配慮する等地域の安全の確保に留意するものとする。

2 農村地域の活力の維持増進への配慮

本県の農村地域はその多くが人口の流出、高齢化の進行等による活力の低下がみられるため、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU I J ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業紹介等を総合的に進める。

3 過疎地域等への配慮

農村地域への産業の導入は、過疎地域、山村地域等における人口流出の抑止、地域経済の発展等地域振興に果たす役割が大きいので、産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

4 農業団体等の参画

実施計画策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。

また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

5 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業とその導入地域との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、県、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、県及び市町村の商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携を図り、施策の推進や情報の共有等に努める。

6 企業への情報提供等

県及び市町村において、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、企業訪問等による広報活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために国に設置された窓口の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

7 遊休地解消に向けた取組

定期的に遊休地の把握を行い、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図るため、ホームページでの紹介、首都圏で開催する企業立地セミナー、県や市町村が行う個別企業訪問の際に、当該土地の情報を企業に提供する。

また、既存の産業導入地区内において、企業立地の見込みがなく、引き続き農地としての利用が続いている土地については、産業導入地区の区域を縮小し、農地として利用することを検討する。

8 撤退時のルールについて

立地を想定していた企業がその立地を取りやめるような事態又は立地後すぐに撤退するような事態が生じないよう、実施計画策定の際に事業者の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しに関して市町村と事業者との調整を了した上で産業導入地区の区域を設定すること又は次項のフォローアップを行う体制を確保することのほか、以下に留意する。

- (1) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合も跡地の迅速な有効活用が可能となるよう、企業は撤退に関する情報を可能な限り早期に市町村に報告する仕組みや、撤退した場合、例えば施設の撤去義務、費用負担に関する事項及び施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化等のルールを実施計画に盛り込み、企業に同意を求める取組を行うよう努める。
- (2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について市町村が検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

9 実施計画のフォローアップ体制の確保

本制度の運用については、その状況が適切にフォローアップされ、目標の達成を始め適切な制度運用の確保が図られることが必要である。

このため、市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルール作り等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有することとする。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められたときは、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等に活用することが望ましい。

この場合においても当該検討結果について、国及び県に共有することが望ましい。

県及び市町村は、既に定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保することが望ましい。